

法人の解散と清算をめぐる税務 (仕組みと解説編)

現行の法人税は、清算中の法人に対して、それまでの事業年度と同様に各事業年度の所得に対する法人税が課税されます。しかし、所得金額の計算については、通常の実業年度とまったく同様ではなく、解散事業年度、清算中の事業年度、残余財産が確定した事業年度ごとに異なります。また、期限切れ欠損金の適用についても、十分な注意が必要です。さらに解散と清算は、本来は会社法に基づく手続であるため、会社法においてどのように規定され、どのように処理するかについても確認しなければなりません。

今回は、会社の休廃業への対応と、解散と清算をめぐる法務と税務について確認してまいります。

概要

- 1 会社の休廃業に伴う対応
- 2 会社法上の解散と清算
 - (1) 解散に関する規定の概要
 - (2) 清算に関する規定の概要
- 3 解散・清算をめぐる法人税務
 - (1) 解散に関する法人税の規定
 - (2) 解散事業年度の所得計算と申告手続
 - (3) 清算に関する法人税の規定
 - (4) 清算中の所得計算と申告手続
- 4 解散・清算をめぐる法人税務(参考・旧規定)

※上記の項目は、予告なく変更する場合がございます。

講師

MJS税経システム研究所 顧問

税理士 植田 卓(うえだ たかし)

略歴：昭和57年 税理士登録・開業。

日本税法学会、税務会計研究学会、租税訴訟学会所属。

平成28年より立命館大学法学部客員教授。

主な著書：『税務力アップシリーズ・法人税』(清文社)、『中小会社の会計指針』(共著、中央経済社)、他多数。

受講料

当日会場受付にて申し受けます

- 近畿税制研究会 会員(1名) ……無料
- 同上 2名以上1名につき ……1,100円(税込)
- 会員以外の税理士会 会員 ……7,700円(税込)

※本研修会は近畿税理士会の「研修規則」に定める36時間研修に該当します。

※テキストのみの販売はいたしておりません。

日時

2025年6月26日(木) 14:00~17:00 (13:30開場)

会場

神戸三宮東急REIホテル 神戸市中央区雲井通6-1-5
3F ボールルーム TEL: 078-291-0109

定員

70名
(先着順/定員になり次第締切)

研修受講申込書 FAX: 06-6312-3699 ※申込締切日 6/17(火)

貴所名

受講区分

会員 ・ 非会員

ご住所

〒

TEL

FAX

受講者名

税理士登録番号

※必須

※お申し込みの際にご記入いただくお客様の個人情報は、受付業務にあたり名簿作成を行いお客様へ対応する上で必要なものです。また、今後開催される研修会のご案内をするために、お預りした情報を利用させていただくことがあります。当会では、記入していただいた情報を適切に管理し、お客様の承諾なく第三者に開示・提供することはありません。ご案内が不要なお客様は、当会にお申し付けください。

◆入会ご希望の場合は、右記に☑をつけてください。入会申込書をご送付いたします。

入会申込書希望

お問い合わせ先

近畿税制研究会 事務局 担当：梅原 <https://www.kinzeisei.com>

〒530-0057 大阪市北区曽根崎2-12-7 清和梅田ビル14F TEL:06-6312-3690